

-交通事故に遭われたときには・・・これだけは知っておきたいこと-

●交通事故にあったとき

被害者の場合

加害者が誰であるかを確認する必要があります。

加害者としての責任は運転者のほか、自動車の所有者にもありますから、車体の登録番号、運転者の氏名、住所だけでなく保有者の名称・住所・電話番号も確認することが大切です。また、自賠責保険の等の証明書、保険会社の名称・証書番号を控えておくと被害者が直接保険会社へ請求する時に便利です。

また、目撃者があれば目撃者の住所・氏名・電話番号等をメモしておき必要があれば証人になってもらうよう依頼しておくことも重要です。

そして必ず警察に届けて自己証明をもらい診断を受けることも忘れてはなりません。

出来るならば、担当した警察官の名前も控えておきましょう。

Point→必ず警察に届け出る。

●被害者の立証責任

自動車事故によりケガ、死亡した場合はよほどの事情がない限り加害者が余程の事情がない限り加害者が損害賠償の責任をおわなければなりません。

ただし、

○自己および運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと。

○被害者または運転者以外の第三者に故意又は過失があったこと。

○自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったこと。

を証明したときはこの限りではありません。

被害者は何もしなくとも損害賠償を受けられるということではなく、むしろ積極的に損害があったという証拠を揃えて加害者に請求しなければなりません。

つまり、損害賠償を受けるためには損害について立証する責任が被害者側にあるわけです。

自賠責保険では、死亡事故に対して最高 3000 万円、けがの場合最高 120 万円、後遺症には 75～4000 万円の保険金が出ることになっています。

ところが、この保険金だけでは実際に必要な損害賠償額の一部が支給されるにすぎず、カバーされない部分については加害者から直接賠償を受けることになります。

そして、加害者側は出来るだけ賠償金を少なくしようとし、被害者側は少しでも多く賠償金を貰おうとするのも人情の常ですから、当事者間の争いについて話し合いをし、お互いに譲り合って賠償金を決める必要が出てくるわけです。

このような紛争の解決の仕方を、示談（和解契約）といいます。示談をするためにも損害賠償の範囲と額について何らかの基準や常識的な線が必要となってきます。

交通事故によって発生する費用

○けがの場合

- 1 入院費・治療費・診察費
- 2 入院中の食費・栄養費
- 3 入院中の看護費・付添費
- 4 入院中に貸借または購入したテレビ・ラジオ・書籍・新聞等
- 5 通院費
- 6 温泉・転地療養費
- 7 将来必要な治療費・手術費・松葉杖・義足費等
- 8 見舞客に対する接待費・見舞い返し
- 9 快気祝い

○物的損害

○請求手続き費用

- 1 診断書・証明手数料等
- 2 弁護士費用

損害賠償の請求が正当かどうかを判断の基準として

- 1 医療上必要なものかどうか
- 2 被害者の身分上から、また、一般の価格から判断して相当なものかどうか
- 3 交通事故の賠償として、一般に納得できるものかどうか。つまり社会常識上合理的なものかどうか

○収入減に対する補償

- 1 休業補償と逸失利益
- 2 治療期間中の休業補償
- 3 後遺障害による所得の減少

精神的損害-慰謝料

精神的、肉体的苦痛に対し慰謝料という形で賠償することになっています。

慰謝料の額に影響を及ぼすものについて例示すると

- 1 被害者の受けた障害の程度
- 2 被害者の財産、社会的地位、職業、年齢、性別
- 3 自己の性質、過失の程度
- 4 事故後に加害者がとった態度
- 5 被害者側が得た財産的利益

慰謝料の金額

自賠責保険と政府の保証事業では、一定の支払い基準を設けて慰謝料相当分を決めており、一般の示談でもこの基準が一応の目安となると思います。

障害による慰謝料＝治療期間の妥当と認められる日数に対し、一日 4200 円とする。

Point→損害に値する金額の領収書等を保管しておく

●過失相殺

民法第722条では「被害者に過失のあったときには、裁判所はこれを考慮して、損害賠償の額を定めることができる」と規定し損害賠償の額を決める場合に被害者に斟酌してもよいこととしています。（これを過失相殺と呼びます）

相殺を適用するには被害者側に注意義務に違反した行為がなければなりません。この場合の注意義務は道路交通法などに規定されている義務にとどまらず、社会共同生活の一員として幅広い注意義務が求められています。

ただし、あまり厳格な過失相殺は適当でないという意見もありますから、治療費など直接出費した部分にまで及ぶような過失相殺をすべきでないとされます。

Point→過失相殺については被害者が不利になる相殺はなされるべきではない。

●示談の進め方

法律上「示談」という用語や定義はありません。

しかし、民法上の和解の一種であるとされています。

つまり、民法第 695 条では「和解は、当事者がお互いに譲歩してその間に存する争いをやめることを約束することによって、その効力を生ずる」として示談も法律上はこの和解契約の要件を備えることによって意義が生じるわけです。

この和解の要件については、法律でも明記されているように「当事者がお互いに譲歩する」ことが必要です。

民法にも過失相殺という考え方もあるのですから、お互いにその立場を理解し合って示談も成り立つものと思います。

代理人を立てるとき

示談は当事者が直接話し合わなくてはならないものとは限りません。

話し合いは一種の駆け引きですので、当事者の一方が気が弱い、法律に弱いとどうしても相手の力に押し切られて大損をすることになりますから、代理人を選んで交渉してもらったほうがうまくいくでしょう。

また、相手方が代理人を立てたときは、その委任状を見せてもらって間違いがないかどうか確認しておく必要があります。

示談屋には依頼しないこと

示談屋というのは加害者との間に入って事件を解決し双方から高い料金をとる一種の仲介業というもので、弁護士法違反として取り締まられています。社会の裏側で巧妙に暗躍しておりひどい目に会う人も少なくありません。

いずれにしても、示談をする前に交通安全協会等の交通事故相談所、(財)日弁連交通事故相談センター、(財)交通事故紛争処理センターなどにそうだんすることが望まれます。

示談の効力

示談が成立すると、加害者と被害者の間に加害者は被害者に賠償額を支払わなければならない、被害者はこれを受け取るという法律関係が生じることになりますから、後日その事件について話しあいをするということは原則として出来ないことになります。

民法第 696 条によると、例えば 10 万円かかると認めて 10 万円渡したのに実際には 5 万円しかかからなかったとしても、その差額は相手側に移転したものとみなされ返還を求めることは出来ません。

逆に 10 万で済むと思いき和解したのに実際には 30 万かかったとしても被害者がその差額を請求する権利は和解によって消滅したものとみなされることになります。

示談を進める場合、特に注意が必要なのは後遺症の問題です。

「当初はそれほどでないと思いき示談したものの、頭痛やめまいによって仕事を続けられなくなった」という話をよく聞きます。

このような場合「今頃後遺症が出るとは考えずに手を打ったのだから後遺症についても賠償してほしい」といっても応じてはもらえないでしょう。

この場合、「示談の前提となった事実が錯誤があったので示談は無効である」
「後遺症の損害は示談の対象となっていなかったため賠償義務は免除されていない」
という形で裁判をおこななければなりません。

いずれにしても、一度押印してしまったものは、まず取り消すことは出来ないと考えたほうがよいでしょう。

示談の話し合いをする際に後で後遺症が出るかどうか分からない場合には、後遺障害の問題を除外してその他の項目について示談しておくのも考えられます。

(示談書にその旨を明示する)

示談書に署名する前に

和解契約は特に様式を必要としない契約ですから、示談は口頭でも文書でも良いわけですが、証拠を残しておかないと争いが起こったときに水掛け論になりかねません。

そこで示談書を作成し、双方署名押印しておくべきでしょう。

いったん署名押印すると示談のし直しは出来ませんから最良の条件でと方法であることを見極めてから示談に応ずることが重要です。

この際にはその場で示談を交わすのではなく、弁護士など専門家に意見を求めるのも良いでしょう。

示談金の受取り方

示談書の調印と同時に賠償金を全額受け取れば問題はありません。

加害者側の都合で分割払いを求められた場合には、その後加害者側の態度が変わって取り立てに苦勞することがよくあります。

示談書だけでは加害者側が賠償金を支払わなくともそれを強制することは出来ませんので新たに民事訴訟を起こす必要があります。

そこで、その煩わしさを避けるために支払いが将来にわたりまたがる場合は

- 1 資力のある連帯保証人か物的担保をつける
- 2 担保が得られぬ時は契約の際に公証役場に同道して公正証書にしておくか、簡易裁判所で即決和解調書を作成してもらいます。

こうしておくとならば加害者が契約を守らなかった際裁判所に申し出ればすぐに強制執行が出来るからです。

調停の申し立て

当事者の間で話し合っても意見がまとまらなかった際、簡易裁判所へ申し出て調停をしてもらう制度があります。

調停の申し出は素人にも簡単にでき、日数も費用も数千円ですむため一般の人に利用しやすい制度といえます。

Point→示談には文書を残す。示談後の交渉は非常に難しい。

●自賠責保険の仕組み

自賠法によって自動車の保有者は自動車による人身事故の損害賠償について無過失責任に近い責任を負うことになっており、被害者にとって賠償金の請求が非常にやりやすくなっています。

しかし、加害者に資力が乏しかったり、損害賠償の交渉が長引いて被害者の救済が不利になったりしないよう「自動車損害賠償責任保険」の制度がつくられています。

この制度は、自賠法により強制的に適用され自動車はこの契約が結ばれていなければ運行できないことになっています。

自賠責保険の契約は、自賠法第 6 条の規定によって自賠責保険を取り扱う保険会社と行う事になっています。

この保険会社には、〇〇海上保険、とか××火災海上などと、外国の損害保険会社があります。

自賠責保険と同じ趣旨で、農業協同組合、消費者生活協同組合、各種事業協同組合などが行う「自動車賠償責任共済」の制度があります。

Point→強制保険には①自動車損害賠償責任保険②自動車賠償責任共済がある。

加害者側はこの他に任意保険にも加入している場合が殆ど。

任意保険では被害者本人の加入している保険での特約制度にて救済される場合もあり、確認することが必要。

●ひき逃げ・無保険車等による事故

ひき逃げとか、無保険車、盗難車などによって被害を受けた場合は、自賠責保険等の制度による恩恵を受けることが出来ません。

そこで、最小限度の被害者救済を行うために政府が「自動車損害賠償保証事業」を行っています。

次の場合被害者が政府の保証事業に請求すれば、損害の補填を受けることができます。

- 1 ひき逃げなどで加害者がわからないとき賠償の請求が出来ないとき。
- 2 無保険車等契約切れ・または保険の効力が生ずる前に起こした事故の場合。
- 3 盗難車、無断借用車等による事故の場合。

社会保険との関係

政府の保証事業は、本来、他の手段によって救済されなかった被害者に必要最低限の救済を行うものですから、社会保険で給付を受けた場合にはその給付に相当する金額だけ差し引いた金額を保証金として支給することになっています。

また、被害者が健康保険、労災保険などの給付を受けたときは、社会保険の保険者は第三者に対して損害賠償請求を代位取得することになっています。

このような場合、社会保険の保険者は加害者および自賠責保険等に求償しますが政府の保障事業には請求しないことになっています。

請求の仕方

政府の保障事業は自賠責保険を扱う損害保険会社、および自賠責共済を行う組合等に支払い業務を委託しています。

保証金の請求は被害者が最寄りの損害保険会社または事業協同組合等の窓口を通して行います。

政府の加害者に対する求償

政府の保障事業は加害者に代わって被害者に立て替え払いするものですから保証金を支払った後でその金額を実際の賠償責任者から回収する必要があります。

Point→ひき逃げ・無保険車の場合でも政府の救済を受けられる。

●時効

加害者と被害者は利害が一致しませんので、損害額が決まらない等でグズグズしているとすぐに2年3年経ってしまいます。

そこで注意しなければならないのが時効です。

自賠責保険等への損害賠償額・仮渡し金の請求権・政府の保障事業に対する請求権は 2 年経つと自賠法により消滅します。

1 被害者請求

- ① 死亡の場合は死亡の翌日から 2 年
- ② 障害の場合は事故の翌日から 2 年
- ③ 後遺症の場合は症状が固定してから 2 年

2 加害者請求

被害者に損害賠償額を支払った翌日から 2 年

民法の損害賠償請求権は、民法第 724 条によって損害および加害者を知った時から 3 年で時効になります。

時効を防ぐためには民法第 147 条の時効の中断の措置をしなければなりません。

Point→損害賠償請求を終えるまで（示談まで）は 2 年を目安にすること。

●結び

ここで記述したものは社会保険研究所発行の自動車事故 損害賠償と社会保険より一部抜粋に過ぎませんが、近年自動車事故による損害賠償も多く、また複雑な構造であると感じます。

ここでは、整骨院で取り扱うような事例に関係が深いものだけを抜粋してありますが、他にも死亡事故の例や重度の後遺障害の例、労災保険や、年金関係など割愛してございます。わからないことがあれば、必ず専門家に尋ねるなどして皆様のお役に少しでもお役に立てればと思います。

Point→不明な事については、政府系の相談機関、弁護士会などの相談機関を利用しましょう。

インターネットなどで検索すると、どこの組織が運営しているのかわからないものも多数露出していますので注意が必要です。